

## 須知高等学校 敷地境界への外灯設置に向けて

### 1. 昨年9月議会での一般質問と答弁（『議会だより』第77号より）

**防犯灯の設置を**

**問** 国道9号沿いの歩道で、須知高等学校から新庁舎までの間に防犯灯が一つもなく、高校の先生方から設置の要望を聞いている。本町で防犯灯を設置する考えは。

**課長** 道路管理者である国土交通省に道路照明の設置を要望している。

**問** 国交省で設置がでない場合、町が設置する考えは。

**課長** 防犯灯の設置は、町が実施している補助金を各区に活用いただくこととなる。

2. 答弁を聞き、即、山崎裕二と山崎眞宏両名で、当時の豊田区長さんを訪問。防犯灯設置をお願いするものの、区民のみなさんの理解を得られづらいとの回答。

3. 9月21日（木）、京都府が実施している府民協働型インフラ保全事業（安心・安全整備）において、対象となる施設に、その他（府が管理している建物、施設（府立高校）など）とあったことから、同事業の提案募集フォームにて、応募。

#### 【提案内容】

▼その他（府立学校）豊田下川原地内 京都府立須知高等学校

・提案の場所はどのような状態とお考えですか。

国道9号側の歩道と須知高等学校の境に外灯がなく、生徒が暗がりのなか、防犯や安全面の不安を抱えながら、下校している。

文部科学省『高等学校施設整備指針』「第9章 防犯計画」4 外灯に、夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。とあるが、同校の敷地境界は指針を満たしていないと考える。



・どのような改善をすれば良いとお考えですか。

(須知高等学校隣の教職員官舎で点灯している)ソーラー街路灯の複数設置

到達番号：169\_529\_162\_6380 問合せ番号：6FRL9E

[今後]

4. 必要に応じて、府議会議員にも連絡をとり、採択となるよう促していきます。

5. 応募した府民協働型インフラ保全事業の採択・不採択の通知は年明け早々になると思います。通知が届き次第、連絡いたしますので、しばらくお待ちくださいませ。